

### Ⅲ 財政健全化計画

#### 1 今後の方向性

県では、数次にわたり、財政健全化に関する計画等に基づいて、歳入歳出両面にわたる取組を進めてきました。

直近の平成25年度から平成28年度までは、「千葉県財政健全化計画（H25～H28）」に基づき、「持続可能な財政構造の確立」の実現に向け、「自主財源の確保」や「歳出の見直し」など、財政健全化の取組を進めてきた結果、一定の成果をあげることができました。

一方で、今後の財政の見通しについては、県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、高齢化の進展による社会保障費の増など、今後も義務的経費が増加傾向にあることに加え、老朽化が進む県有施設への対応が必要となるなど、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

このような厳しい財政状況にあっても、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、多様な県民ニーズを踏まえた施策を展開していくためには、持続可能な財政構造を確立していく必要があります。

このため、今後は、「持続可能な財政構造の確立」の実現に向けて、事務事業の見直しや県税収入等の自主財源の確保に引き続き取り組むとともに、中長期的に安定的な財政運営を行うため、更なる基金の積立・確保に努めます。

また、将来の財政需要を見据え、県有施設の老朽化に的確に対応するため、維持更新費用の抑制や施設総量の適正化などの資産マネジメントを推進するとともに、県民サービスの向上や本県の更なる発展に資する社会資本の整備を進めるため、将来負担にも留意し、県債残高を適切に管理しながら、建設地方債を効果的に活用していきます。

さらに、健全で自立した財政運営を行うため、今後とも、健全化判断比率<sup>32</sup>等に留意した財政運営に取り組むとともに、地方財政計画における一般財源の総額確保や地方交付税率の引上げによる地方交付税の確保・臨時財政対策債の廃止等について、引き続き、国に要望します。

<sup>32</sup> 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、算定・公表が義務付けられている。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標の総称。

## 2 財政健全化の取組

### (1) 計画の基本方針

「持続可能な財政構造の確立に向けて」

### (2) 計画期間

平成 29 年度から平成 32 年度まで (4 年間)

### (3) 取組事項

#### ① 事務事業の見直し

厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、新たな県民ニーズにも的確に対応していくため、既存の事務事業について、事業そのものの必要性や事業手法の妥当性、費用対効果等を検証し、県民生活への影響にも十分配慮しながら、引き続き、見直しを進めます。

#### ② 県税収入等の自主財源の確保

広域的な交流基盤の充実など、本県の優位性を更に磨き上げていくとともに最大限活用して、千葉の未来を支える産業の振興や戦略的な企業誘致の推進、観光の振興などの施策を積極的に展開することにより、今後の税収増を図ります。

本県の県税収入の徴収率は、全国的にみると低い状況にあることから、徴収対策の充実・強化を図るとともに、法人県民税法人税割の超過課税を引き続き実施します。

このほか、基金の効率的な運用や使用料・手数料の適正化など、様々な手法により自主財源の更なる確保を図ります。

#### ③ 中長期的に安定的な財政運営を行うための基金の積立・確保

[財政調整基金・減債基金]

財政調整基金<sup>33</sup>及び減債基金<sup>34</sup>については、これまで着実に積立ってきた結果、一定規模の基金残高を確保しています。

しかしながら、今後、大規模災害の発生に伴う財政需要の増加や、経済状況の変化に伴う県税収入の減などによる歳入の減少、金利の上昇や県有施設の長寿命化対策による公債費の増加等が生じた場合にあっては、適切に対応し、安定的な財政運営を行っていくための備えが必要です。

このため、財政調整基金及び減債基金については、引き続き、県税収入の確保や予算の執行段階での経費の節減等により取崩額の縮小に努めるほか、地方財政法に基づき決算剰余金の 2 分の 1 を着実に積み立てるとともに、財政状況も勘案しながら更なる積立を行うなどにより、必要な水準が維持できるよう残高の確保に努めていきます。

#### [県有施設長寿命化等推進基金]

「千葉県公共施設等総合管理計画（平成 28 年 2 月策定）」では、今後 30 年間で主要な庁舎・学校等 1,960 棟を建替・改修する場合、単純平均で年約 283 億円の費用を見込んでいます。これを基に試算すると、総量の 15%を縮減してもなお、当面 10 年間で約 700 億円の一般財源が必要となります。

これまで、平成 26 年 3 月に県有施設長寿命化等推進基金を設置し、平成 28 年度末で約 518 億円の残高を確保したところですが、後年度負担の軽減を図り、財政負担を平準化するため、今後 10 年間で更に必要な財源（約 200 億円）の確保に向けて、財政状況も勘案しながら積立てに努めます。

#### ④ 資産マネジメントの推進

庁舎・学校等の建物については、「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、

- ・ 人口減少や人口構造の変化も踏まえ、適正な配置・規模など施設や組織のあり方の検討を行った上での、出先機関等の集約化や建物の総量縮減
- ・ 県有施設長寿命化等推進基金の効果的な活用
- ・ 維持管理しやすい建物の整備や、事後保全対応から計画保全対応への切替えなどにより、大規模改修・建替え等に係る財政負担の軽減・平準化を図ります。

道路、河川等の社会基盤施設については、施設類型ごとの長寿命化計画等を策定し、予防保全等の実施により、施設の長寿命化、安全性・信頼性の確保や維持・更新費の軽減・平準化を図ります。

このほか、未利用県有地の処分促進や県有資産の活用による収入確保を図ります。

#### ⑤ 建設地方債の効果的な活用と県債残高の適切な管理

道路や橋りょうなどの社会資本の整備は、県民サービスの向上や安全・安心の確保、地域経済の活性化による本県の更なる発展などの観点から、大きな効果が期待できます。また、老朽化した公共施設等の長寿命化対策についても、着実に進めていく必要があります。

建設地方債は、こうした事業効果が多年にわたり、多額の費用を必要とする社会資本の整備等において、事業の円滑な実施と世代間の負担の公平を図るために必要な財源であることから、将来負担にも留意し、県債残高を適切に管理しながら、効果的に活用していきます。

---

<sup>33</sup> 地方自治法に基づき設置される基金で、急な財政需要や税収減などによる年度間の財源の不均衡を調整するためのもの。

<sup>34</sup> 地方自治法に基づき設置される基金で、公債費の償還を計画的に行うための積み立てるもの。

## ⑥ 健全化判断比率等に留意した財政運営

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質公債費比率<sup>35</sup>、将来負担比率<sup>36</sup>等の「健全化判断比率」については、早期健全化基準<sup>37</sup>を大幅に下回り、全国平均と比べても良好な水準で推移していますが、引き続き、健全化判断比率に留意しながら健全な財政運営を行います。

平成 28 年度決算分から導入する「統一的な基準に基づく地方公会計」については、全国統一の基準で作成する財務諸表に基づく他団体との比較による財務分析や、新たに整備する固定資産台帳による計画的な県有施設の維持更新の検討などに活用していきます。

## ⑦ 自立した財政構造への転換

今後も社会保障費などの義務的経費は増加傾向が見込まれるため、地方が安定的な財政運営を行えるよう、地方財政計画における地方税や地方交付税などの一般財源の総額確保について、あらゆる機会を通じ、引き続き、国に強く要望していきます。

また、近年、地方交付税の不足分を臨時財政対策債の大量発行により賄っており、県債残高全体は増加傾向にあるため、地方交付税率の引上げにより地方交付税そのものを確保し臨時財政対策債を廃止するよう、引き続き、国に要望していきます。

このほか、国庫補助負担金については、地方への税源及び権限の移譲を基本とした改革に努めるとともに、県の超過負担についてはその解消を図るよう、また、直轄事業負担金については、国と地方の役割分担の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲などを進めるよう、それぞれ、引き続き、国に要望していきます。

---

<sup>35</sup> 財政規模に対する一般会計等の地方債の元利償還金等の比率。

<sup>36</sup> 財政規模に対する一般会計等の地方債残高や負担義務のある費用の比率。

<sup>37</sup> 実質公債費比率が 25.0%以上、又は将来負担比率が 400.0%以上の場合には、「早期健全化団体」となり、財政の早期健全化のための計画を定めなければならない。

### 3 計画期間中の歳出・歳入の見通し（一般会計ベース）

県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、社会保障費や公債費などの義務的経費や、県有施設の老朽化への対応などの財政需要が増加することが見込まれ、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

このため、歳出面では、事務事業の見直しや執行段階での経費の節減など、歳入面では、財政調整基金等の活用や県税徴収率の向上、決算剰余金の活用など、歳入歳出両面にわたる財政健全化の取組を進め、収支均衡を図ってまいります。

#### 1. 歳 出

##### ①歳出の見積額

（単位：億円）

区分		H29	H30	H31	H32	計
歳 出	人件費	5,373	5,344	5,286	5,238	21,241
	うち退職手当	534	535	533	539	2,141
	社会保障費	2,748	2,842	2,970	3,087	11,647
	公債費	2,084	2,159	2,223	2,278	8,744
	税関係交付金等	1,645	1,409	1,321	1,612	5,987
	その他県民サービス等事業費	5,412	5,459	5,470	5,476	21,817
歳出合計 ①		17,262	17,213	17,270	17,691	69,436

##### ②計画に基づく歳出面の取組

取組効果額 ② ※1	H29	H30	H31	H32	計
事務事業の見直し	(17)	15	15	15	45
執行段階での経費の節減等	[100]	100	100	100	300

##### ③取組を踏まえた歳出合計

歳出見通し (①-②)	H29	H30	H31	H32	計
歳出見通し (①-②)	17,262	17,098	17,155	17,576	69,091

#### 2. 歳 入

##### ①歳入の見積額

区分		H29	H30	H31	H32	計
歳 入	県税等 （地方譲与税を含む）	8,669	8,580	8,643	8,917	34,809
	地方交付税等 （臨時財政対策債を含む）	2,916	3,046	3,016	3,156	12,134
	県債（臨時財政対策債を除く）	755	763	784	772	3,074
	基金繰入金 ※2	271	101	119	124	615
	財政調整基金	244	50	60	70	424
	県有施設長寿命化等推進基金	27	51	59	54	191
	その他	4,651	4,545	4,530	4,544	18,270
歳入合計 ③		17,262	17,035	17,092	17,513	68,902

##### ②計画に基づく歳入面の取組

取組効果額 ④ ※1	H29	H30	H31	H32	計
県税徴収率の向上	(2)	8	8	8	24
未利用県有地等の売却	[10]	5	5	5	15
決算剰余金の活用	[68]	50	50	50	150

##### ③取組を踏まえた歳入合計

歳入見通し (③+④)	H29	H30	H31	H32	計
歳入見通し (③+④)	17,262	17,098	17,155	17,576	69,091

※1：H29の取組効果額の（ ）の金額は、すでに歳出・歳入の見積額それぞれ反映しています。

また、[ ]の金額は、今後、執行段階での経費の節減や決算剰余金等が確定した段階で反映します。

※2：H29年度分については、6月補正時点の予算額であり、今後、執行段階での経費の節減や決算剰余金の活用などにより、繰入額の縮減を努めます。

（参考）建設地方債等の各年度末における残高の見込

（単位：億円）

H28	H29	H30	H31	H32
14,290	14,015	13,721	13,471	13,228

※建設地方債と退職手当債の合計額

## 計画期間中の歳出・歳入の推計方法

### <歳出>

#### ○人件費

知事部局の職員のほか、教職員、警察官の人件費を含む。退職手当は年齢構成をもとに定年退職者等の見込みを考慮して推計。

#### ○社会保障費

現行制度やすでに拡充が決まっている制度を前提に、過去の推移や今後の増減要素を考慮して推計。

#### ○公債費

過去の借入に係る償還計画と今後の県債の借入見込みをもとに推計。

#### ○税関係交付金等

県税に連動して推計。

#### ○その他県民サービス等事業費

平成 29 年度 6 月現計予算をベースに、県有施設の老朽化対策に係る経費など、今後の増減要素を考慮して推計。

### <歳入>

#### ○県税等

平成 29 年度の収入見込みをベースに地方消費税をはじめとした税制改正等の影響を勘案して推計。消費税については、平成 31 年 10 月 1 日より 8%から 10%へ 2%の引上げ（このうち、地方消費税については、1.7%から 2.2%へ 0.5%の引上げ）を勘案して試算。

なお、法人関係税等については、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」における名目経済成長率を考慮して推計。

#### ○地方交付税等

県税や社会保障費などの推計値をもとに、現行ルールのまま推計。

#### ○県債

平成 29 年度 6 月現計予算をベースに、県有施設の老朽化対策に係る経費などをもとに、今後の増減要素を考慮して発行額を推計。

#### ○その他

平成 29 年度 6 月現計予算の水準を前提に、今後の増減要素を考慮して推計。

#### 4 財政健全化の取組状況と歳出・歳入見通しの見直しの公表

本計画に掲げた「財政健全化の取組」の効果額については、決算を踏まえ、毎年度公表します。

また、歳出・歳入の見通しについては、今後の地方税財政制度や社会保障制度等の改正、景気動向などを踏まえ、毎年度、ローリング（時点修正）を行うとともに、計画策定後の施策の進捗状況の変化など、歳出・歳入の見通しを修正する必要がある場合には、適宜反映します。



千葉県行政改革計画・財政健全化計画  
(平成 29～32 年度)

(行政改革計画)

千葉県 総務部 行政改革推進課 改革推進班

電話 043-223-2460 FAX 043-224-1055

E-mail: [gyoukaku05@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:gyoukaku05@mz.pref.chiba.lg.jp)

(財政健全化計画)

千葉県 総務部 財政課 予算総括・財政改革班

電話 043-223-2072 FAX 043-224-3884

E-mail: [zaisei6@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:zaisei6@mz.pref.chiba.lg.jp)